

建設経済環境委員会記録

日 時	令和7年12月16日(火)	午後 1時00分 ~ 午後 1時44分 午後 1時54分 ~ 午後 3時02分
場 所	第5・第6委員会室	
出席委員	◎福元 愛 ○渡辺 裕二 助川 忠弘 田口 康博 田中 晋 林 紗絵子 平野 光一 渡邊 晋宏	
欠席委員	橋口 幸生	
委員外 議員	(傍聴) 佐藤 浩	
説明のため 出席した者	副市長(山田大輔) 環境部長(後藤義明) 清掃施設課長(太田 聡) 北部クリーンセンター所長(奥野明敬) 南部クリーンセンター所長(奥村和徳) 経済産業部長(込山浩良) 公設市場長(秦 明生) 都市部長(坂齊 豊) 都市部理事(沢 吉行) 次長兼建築指導課長(平久和則) 次長兼公園緑地課長(大部浩史) 北柏駅周辺整備課長(松崎和広) 土木部長(内田勝範) 次長兼道路総務課長(松本昌章) 道路保全課長(湯浅清民) 道路整備課長(田上秀典) 自転車対策室長(恩田圭一郎) 上下水道事業管理者(飯田晃一) 上下水道局理事(小川靖史) 下水道工務課長(新井知己) その他関係職員	

午後 1時開会

○委員長 それでは、ただいまから建設経済環境委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順にすることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願いいたします。

では、本日は配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意をお願いいたします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際には打鍵音に注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第18号、令和7年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について、議案第19号、令和7年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について、議案第20号、令和7年度柏市下水道事業会計補正予算についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○田口 では、よろしく願いいたします。一般会計予算、補正予算についてです。公園遊具整備事業についてですけれども、来年度に繰越しの予算を求めるその理由

です。具体的な場所を示していただいて、その経緯を説明をお願いします。

○次長兼公園緑地課長 今御質問にありました公園遊具整備事業の補正予算の繰越明許の申請につきましては、西山第一公園ほか遊具更新工事という工事になっております。これは、西山第一公園を中心にした遊具更新を行うもので、8公園9遊具の更新を行うものです。実際この工事に関しましては1回私どものほうで発注手続を取ったのですが、残念ながら不調になってしまったために年度をまたぐ可能性があるので、明許をかけさせていただいております。不調になった原因としましては、その中の公園遊具の中の滑り台の部分に一部、人造石研ぎ仕上げということによって変わった工法を使っておったんですけれども、その工法がちょっと特殊な工法でございまして、私どもが取った見積価格と業者さんが見積りを取った価格に差異が生じてしまったために不調が起きたようなことが原因になっております。これは、かなり見積価格に差異が出るというか、取るところによって価格が違うというのが原因でして、今回その辺は見直しまして滑り台のほうはステンレス製の一般的なものに変更して発注する予定でございまして、以上です。

○田口 ありがとうございます。人造石研ぎ仕上げの滑り台ですけれども、こちらの日本における現状というものが今どういう感じになっておりますでしょうか。それが子供にとって滑りやすい、恐らくそういうものだとは思いますが、その辺りをお願いします。

○次長兼公園緑地課長 今回コンクリートのところに石が混ざって、その表面を磨いて仕上げるような滑り台を予定していたんですけれども、この職人さんというか、技術者さんが時期とか場所によって、かなり今技術者が減っているということもございまして、私どもが聞いたところによると見積りを取った業者さんは金沢のほうから職人さんと呼ぶみたいな話で非常に金額が高額になるような話になったようです。また、規格とか条件によって製品で対応できるようなケースもあるようなんですけれども、ちょっとその辺適合しなかったというところもございまして、今回私どもとしましては通常のスチール製の滑り台に変更することで、将来的なメンテナンスだとか維持管理にも影響しますんで、その辺も鑑みて変更する予定にしました。以上です。

○田口 ありがとうございます。私のほうでも、この滑り台、歴史的に恐らく子供にとって滑りやすいということでこれが続いてきたとは思いますが。私のほうでも今後勉強しながら、子供にとっての最適というものを提案していければと思っております。今後ともよろしくをお願いします。

では続けて、それでは北柏ふるさと公園のこれも来年度への繰越しということで7,000万円、こちらのほうも内容をお願いいたします。

○次長兼公園緑地課長 北柏ふるさと公園の整備事業としましては7,000万円の予算で繰越しをお願いしているんですが、中身としましては工事が3本予定しておりました。工事がどのような工事かと申し上げますと、今北柏の中で手賀沼沿いのところにみどりの基金のほうでデッキ工事を予定しているんですけれども、それに伴

う既存の公園内の改修工事、園路整備だとか照明工事だとか、そういうものを3つに分けて工事を発注する予定でございました。先ほど御説明しました遊具更新で不調が起きて明許をかけてしまうケースが発生したもので、3本の工事を発注するに当たって、その中のふるさと公園の園路等整備工事というものと照明工事というのは同時期に発注する形で今契約手続が進んで、実際は契約ができたのですが、実際それがもし今回の明許の手続をしていないで不調になった場合、年度内に完工ができない見込みが出てしまってデッキ工事に影響してしまう可能性がございましたので、明許の申請を上げさせていただいた次第です。結果としましては、その2件につきましては年度内工事が完了する見込みが立っておりますので、予定どおり進行させていただきたいということです。

ただ、もう一件のほうは園路改修工事、そのデッキができた後にそれにつながる園路を舗装したりとか整備を最終的に仕上げる工事がもう一本ございます。この工事は、デッキ工事が実際年度内に終わる予定で計画していたんですけれども、それが今私どものほうで聞くところによりますと6月ぐらいまで延びそうだということで、その工事が終わった後に仕上げないと私どもの整備した工事の園路がそのデッキ工事によって破損されてしまうおそれがございますので、それに併せましてこの工事は今ちょっと発注時期を見合わせて、年度をまたいでデッキ工事が完了すると同時に完了するような工期設定をして発注する予定でございます。以上です。

○田口 ありがとうございます。それでは、3本で7,000万ということだったんですけど、残りの1つだと幾らぐらいになるのでしょうか。

○次長兼公園緑地課長 明許としての予算としましては、最後に1本予定している仕上げの工事は2,300万程度の予算で今計上しております。発注工事は、積算してこれから契約手続入りますんで、それはまた精査させていただきたいと思っております。以上です。

○田口 ありがとうございます。公園の整備、いろんな一般質問でもトイレの件など出ましたけれども、市民が過ごしやすい公園への取組よろしく願いいたします。

続けて、それでは最終処分場跡地の公園施設整備事業についてなんですけれども、こちら令和8年度に3億1,700万円ということで幾つか継続費を設定してあるんですけれども、この中で一番大きな割合を占めるものは一体何でしょうか。

○清掃施設課長 今回の3億1,700万円のうち一番大きな額になるのは、遊具設置工事で1億6,000万円程度となります。以上です。

○田口 ありがとうございます。その遊具設置なんですけれども、公園遊具の選定についてお尋ねします。前回の9月議会では、柏北部の中央地区の2号近隣公園の整備事業で周辺住民とワークショップ4回ということでしたが、こういうのを開催し、可能な限り意見を取り入れた整備内容ということでこれが議案が決まったということでしたけれども、この公園では住民の要望というのはどういうふうに反映されますでしょうか。

○清掃施設課長 最終処分場の跡地ということで、遊具についてはたたき台となる

まず基本案をつくりまして、地元前原町会から基本設計の段階から何度も御意見を伺いながら方針を決めてまいりました。周辺の宿連寺町会、東花野井町会、利根町会、古谷町会へも説明会を開催し、意見を伺い、遊具を決めたところです。また、遊具に関しまして保育運営課にもアドバイスをいただいたりしながら、その遊具の設置の方法なんかも加味しながら今回は決めているところです。公園完成後に維持管理を行う公園緑地課とも連携しながら遊具選定を行い、これから発注させていただきたいと考えています。以上です。

○田口 ありがとうございます。説明会を開いたという時期を教えてくださいよろしいですか。

○清掃施設課長 前原町会とは年に2回、3回、計画の段階に合わせて説明をしていますので、およそ5月、11月頃に説明会等で説明をさせていただいています。周辺の町会につきましては、一番最後に行いましたのは令和6年の3月に実施しております。以上です。

○田口 ありがとうございます。ぜひ、既に出ているかと思えますけれども、住民の方が本当に使いやすい公園となるようよろしくお願いいたします。

続けまして、それでは稲荷神社の交差点整備事業ということで2億2,588万1,000円ということで、防災・安全社会資本整備交付金、国のものが活用されるということなんですが、この国の交付金が活用できる理由を教えてください。

○道路整備課長 お話ありました防災・安全社会資本交付金につきましては、通学路でありましたり交通渋滞が発生しているところなどを検証しまして、道路整備プログラムにも位置づけられているような交差点とか道路が対象となります。以上でございます。

○田口 事前に資料で地図を頂いているんですけども、簡単に言うと交差点がどのようなになるということでしょうか。

○道路整備課長 稲荷神社前の交差点はちょうど十字路になっておりまして、今第1期工事として進めておりますのは東西方向への車線が今右折レーンがない状態でございます。そちらを右折レーンを整備しまして、両側歩道をつけて整備するという予定になっております。以上です。

○田口 ありがとうございます。安全のため、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、続けまして、塵芥処理施設管理運営事業についてなんですけれども、北部クリーンセンターと南部クリーンセンター両方出ておりますけれども、まず北部クリーンセンターのほうからお伺いいたしますが、物価高騰等による委託費の見直しで債務負担行為ということで令和8年度から16年間で10億4,000万円、1年当たり6,500万円ということなんですけれども、この内訳を教えてください。

○北部クリーンセンター所長 こちら6,500万円につきましては、清掃工場の運営管理費を大別しまして、人件費や定期点検などの固定費と言われるものとごみ処理量、北部クリーンセンターの場合は年間6万トン計画処理量としておりますが、1トン当たりの単価、変動費との2つに分かれます。固定費につきましては人件費とか

でおおむね6,000万円程度、また変動費につきましては単価がおおむね50円前後上がるかなというところで300万円前後という形で、年間6,500万ほど見込みまして補正予算としてお諮りさせていただいているところでございます。以上です。

○田口 ありがとうございます。では、続けて南部クリーンセンターも同様に、南部クリーンセンターは令和8年度のみ、これは契約期間の関係だとは思いますがけれども、これが5,050万円、内容は北部のほうと大差ないと思うんですけども、一応こちらのほうも内訳をお願いいたします。

○南部クリーンセンター所長 固定費につきましては概算で4,870万円、変動費につきましては180万円のトータル5,050万円、年間のごみ処理量が4万5,000トン进行しております。以上です。

○田口 南部クリーンセンターのほうが少し割安というのは、これはなぜでしょうか。

○北部クリーンセンター所長 先ほど申し上げました北部クリーンセンターは、年間のごみ処理計画量が6万トンとなっております。南部クリーンセンターは、先ほど南部の所長がお答えしたとおり4万8,000トンということで、処理量がもともとちょっと違ひましてこの金額の差が出るのが主因となっております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

○林 それでは、まず道路改良工事、令和8年度、限度額9,870万で債務負担行為を設定ですね。これ4か所の工事ということなんですけれど、それぞれの内容をお示しくたさい。

○道路保全課長 工事4件ございまして、そのうちの道路改良工事が2件、それから側溝の改良工事が2件です。先ほど言ひました道路改良工事2件については、場所は1か所目が大室、2か所目が高田になります。この2件とも傷んだ舗装の表層部分を切削して舗装を打ち替える工事です。残りの2件については、増尾七丁目、そして増尾一丁目、蓋のない側溝、蓋付きの落ち蓋式と呼ばれる形式の側溝に入れ替える工事が2件です。以上です。

○林 ありがとうございます。それでは、若白毛の横断配水管路改良工事というやつですね。これ歩道パトロールで発見された陥没箇所の管路改修ということなんですけれど、工事の内容をお示しいただけますか。

○道路整備課長 若白毛1261番の平成21年に市道01150号線の整備工事に伴ひまして水路部分にボックスカルバートを設置いたしました。その際に上流部の既存管との接続部におきまして今回ずれが発見されまして、それが原因で陥没されたと思われまひます。今回管路部分を接続し直しまして、人孔を設置するような工事内容を予定しております。以上です。

○林 かなり大きな工事になるんですか、これは。

○道路整備課長 まず、1点目が地盤が大分緩い地域でございまして、鋼矢板を設置するわけなんですけれど、それと基礎ぐいを13メートルほどの基礎ぐいを8本

施工する予定になっておりまして、そういった対策に大分費用がかかっております。以上です。

○林 ありがとうございます。それでは、ウイングホール柏斎場周辺整備事業なんですけれど、これ地域住民との協議によって行っているウイングホール周辺整備の進み具合、現況をお示しいただけますか。

○道路整備課長 こちらの寺山地区におきましては、こちらの路線を整備終わると完了する予定となっております。ほか土谷津地区でありましたり前原地区がまだ施工が残っているところがございますが、寺山につきましてはこの1路線をもって終了の予定となっております。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、塵芥処理施設管理運営事業なんですけれど、まず1番のほう、これが北部のほうですよね。これもともと予定額226億円に10億円が追加されるという理解でいいのでしょうか。

○北部クリーンセンター所長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○林 その主な理由は、先ほど田口委員の質問で答えられた部分というところですか。

○北部クリーンセンター所長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○林 結構かなり管理運営事業って改めて見るとすごい金額だなと思ったんですけど、本市の正職員とこの管理運営事業の管理の部分とどのようにすみ分けているのかお示しいただけますか。

○北部クリーンセンター所長 まず、私ども市の職員のほうなんですけれども、事務職員としては10名、会計年度職員さんも含めているんですけれども、私たちのほうクリーンセンターはごみ集積所からのごみ収集なども事業を行ってまして、北部クリーンセンター全体で40人、うち30人は現業職員で、先ほどのじんかい車で集積所のごみを収集するものと、布施のほうに、先ほど最終処分場の工事の話がございましたが、処分場のほうにある水処理施設の管理運営とかも現業職員さんが携わっている面がございます。また、一般事務職員につきましては、その収集、現業職員さんの労務管理、保険等の対応とか給与、会計年度さんの。また、化学技士さんなんかは清掃工場で発生する排ガスとか、そういったものが管理運営者が国の基準以下でちゃんと運営しているかどうか、そういったものの管理監督業務なども行っております。おおむね以上でございます。

○林 分かりました。ありがとうございます。南部のほうもすみ分けをちょっと示していただけますか。

○南部クリーンセンター所長 南部クリーンセンターにつきましては、最終処分場の管理というのは直接やっていないので、事務職員は先ほど北部と同じように清掃工場の管理しているところと、あと収集業務を主にやってまして、直営の収集作業員たちが約33人おります。事務職員のほうがそれらの労務管理であったりとか、あとは収集業務の市民対応等をしているところでございます。事務職員が16人、現

業職員が33人おります。以上になります。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案第18号の公設市場の補正予算についてです。予算より歳出が少なくなったため、消費税額が大きくなったと聞いているんですけど、その状況についてお示しいただけますか。

○公設市場長 こちらにつきましては、まずは電気料のほうが当初の見込みよりも安くなったということと、修繕費がやはり現在大事に使っている部分であったり、あるいは再整備の検討を行っているということもございまして修繕費が1,400万ほど少なかったこと、あるいは工事費が800万ほど少なかったこと等が重なりまして歳出が減額となったということが影響しまして、一方歳入のほうはいろいろ入居者の確保であったりというのに努めたこともあって、こちらのほうはほぼ横ばいだったということもありまして消費税額が増えたものでございます。以上です。

○林 ありがとうございます。

それでは、議案第19号の北柏駅北口土地区画整理事業についてです。こちら、まず1番の繰越明許の設定のところ、旧水戸街道の我孫子市との境のところということなんですけれど、現況についてお示してください。

○北柏駅周辺整備課長 こちらの繰越しにつきましては、今委員おっしゃられたとおり我孫子との境の道路の築造工事とそこに下りる下水道管の工事になります。その2つにつきましては、今回繰越しに上げさせていただきましたのは隣接の地権者との調整に時間がかかってしましまして着手できなかったということによって年度内の完了が難しくなったことから、繰越しとして上げさせていただいております。以上になります。

○林 ありがとうございます。それでは、②番の国道6号線の整備工事、これは先送りは分かるんですけど、以前の工事で舗装を先送りにしていた分を今回行うということでした。現況をお示してください。特に増額の理由は何ですか、これは。

○北柏駅周辺整備課長 こちらの増額の理由につきましては、今委員おっしゃられたとおり、この前段で行っていた工事で歩道の舗装工事をやる予定だったんですが、今商業施設を建ててございまして、その取り出し工事、インフラからの取り出し等がありまして、舗装をその前の工事ではやらずに今回の工事に入れたということで増額になっているものと、あと国道の中に電線共同溝という埋設管があるんですけど、その関係でちょっと排水管路をちょっと変えなきゃいけないというところが発生しまして、その追加工事が発生したことによる増額となっております。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案20号の下水道工事の公共下水道の整備、測量委託が1,050万と下水道管路施設改築更新工事が2,650万ということですね。これそれぞれの内容をお示しいただけますか。

○下水道工務課長 それぞれの業務の内容ですが、まず測量業務委託1,050万ですが、こちらにつきましては令和8年度に予定している下水道管整備工事の詳細設計

に先立ちまして必要となる測量図を作成するものでございます。それと、下水道管路の改築更新工事につきましては、加賀の一丁目で劣化した污水管200ミリの布設替えの工事1本、それと戸張の老朽化した污水管30メートルの布設替えの工事、合わせて2本ということで、その債務負担を行うものでございます。

○林 ありがとうございます。雨水管と言いました、污水管と言いました、戸張。

○下水道工務課長 污水管になります。

○林 ありがとうございます。

それと、もう一つ、デジタル活用推進事業の道路管理システムの改修があると聞いているんですけど、いかがですか。

○次長兼道路総務課長 今お尋ねのあった道路改修システムにつきましては、令和7年度の起債事業に関連するもので、内容としましては道路占用及び屋外広告物の使用料、手数料について、これを地方税ポータルシステム、通称e L T A X、そちらでキャッシュレス納付ができるよう、QR付納付書のほうを相手方に送ってキャッシュレス決済ができるようにするシステムでございます。以上です。

○林 これは、補正は起債だけですか。

○次長兼道路総務課長 起債が90%、お金の内容を申し上げますと全体の事業費が528万円、そのうち90%が起債となります。起債額が475万2,000円となります。以上です。

○林 補正予算に関する説明書の6ページの8番の土木債で合っていますか、これは。

○次長兼道路総務課長 こちらのほうは、あくまで財政課の調査物で提出したもので、この中のどこに該当するのか、そこはちょっと承知していないところです。もしかしたら来年度の補正かもしれないです。以上です。

○林 今おっしゃったのは、この4,090万円の一部ということですか。

○道路整備課長 こちらにおきましては、今回補正をお願いしております稲荷神社の土地購入費のうちの補助金を除く起債部分になります。以上です。

○林 これは、今おっしゃったデジタル活用推進事業のやつは数字としてはどこに出てくるんですか。

○次長兼道路総務課長 こちらに関しましては、財政課の調査物なんですけども、今回のこの補正予算のほうには計上していなく、次回の補正予算、2月ですかね、そちらになると思っております。すみません、詳しいのは財政課に確認しないと分かりませんが、こちらのほうには計上されていないと思っております。（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○林 それでは、今回の審査項目ではないですね、これは。ありがとうございます。以上です。

○平野 稲荷神社前交差点の整備事業なんですけど、東西の路線については右折レーンができるけれど、南北は今の現状のままですよね。それで、今回の工事が終わると、どういうふうに表現できるか分からんけど、渋滞がひどいわけですよ。その渋

滞りどの程度改善できるのかというのは何か数字で表すことができますか、あるいは時間で。

○道路整備課長 すみません、時間と効果についてちょっと持ち合わせてはいないんですけども、当初計画は十字路、東西方向、南北方向、右折レーンを整備する予定でありましたが、南北方向の用地買収がちょっと難航していることから、バス路線でもある東西方向を優先して渋滞の解消を努めたいということで第1期として東西方向を優先して整備する内容となっております。以上です。

○平野 特に南北方向は次の段階でということなんですね。南北方向の渋滞のために、地理的に分かる人は分かるんでしょうけれど、南柏のほうから来ると途中で右折して細い道を抜けて出ていくということが多いわけなんですけど、だから南北方向の改善というのは用地の取得も含めて見通しとしてはどれぐらいの時期になるんでしょうか。

○道路整備課長 南北方向の用地買収につきましては、まず稲荷神社のほうと、あと反対側の柏二小の用地も関係しておりますので、ちょっとまだ見通しが立っていない状況ではございます。ですので、計画がちょっとお示しできない状況です。以上です。

○平野 交差点から北側の部分でいうと、今言われたように稲荷神社があって、近隣センターがあって、右側は第二小学校、いずれも公共用地、神社は違いますけれど、神社の前はあそこは神社の公園の遊具なんか張り出している部分あるんですかね、近隣センターの駐車場部分はちょっと引っ込んでいるんですね。難しいというのは、どこかの調整が難しくなっているんですか。

○道路整備課長 まず、稲荷神社のほうにおきましては、所有者が相続手続を行っておりませんので、相続、地権者と思われる方が無数にいらっしゃる状態ですので、その辺の整理にちょっと時間が必要となっている状況でございます。以上です。

○平野 南北方向も右折レーンができれば非常に効果的だと思うんですけども、現状の今東西の改良でどれぐらい渋滞が改善されるのかというのは、何か調査とか、適切な表現の仕方というのが何かあればぜひお示しいただきたいなと思いますので、今後のこととして。（「分かりました」と呼ぶ者あり）お金もたくさんかかっていますので、これからもかかるわけですから、これでいうと両方とも全部終わればやっぱり5億円ぐらいかかるのかなって、そんな感じがしますので、効果についてもぜひ検証できるような方法を考えていただきたいというふうに思います。以上です。

○渡邊 今の稲荷神社の件なんですけど、これってもう工事って今始まって、民家のほうでセットバックも始まっていますよね。この工事の期間を教えてください。予定期間で構いません。

○道路整備課長 今現在施工しておりますのが暫定整備になりまして、用地の買えたところから舗装なりをやっているところで、本工事はこれから発注を予定しております。以上です。

○渡邊 ありがとうございます。なるほど、もう工事が始まっているけど、このタイミングでの補正予算ということなんですけど、これは何でなんですかね。

○道路整備課長 こちらの土地の買収費におきましては、令和5年度に地権者とは契約は済んでおりまして、土地開発基金を活用して現在購入しているところなんですけど、今回補助金の予定がつかまりましたので、基金のほうから市のほうに買い戻すという手続になります。以上です。

○渡邊 分かりました。ありがとうございます。私から以上です。

○平野 この稲荷神社の前の交差点の今そこに角に接しているお宅のブロック塀、危険なブロック塀がかなり長いのがあったんですけど、その危険なブロック塀の改善の事業と今回のこの拡幅なりは何か関係していますか、それとも関係なしに工事としてやったのか、どうなんでしょうか。

○道路整備課長 特に関係性はございません。以上です。

○平野 その危険なブロック塀の改善のための補助金は使われていないということなんですかね。

○次長兼建築指導課長 そこのブロックに関しては、補助金等を支給しています。それと、あと何回か指導のほうをさせていただいております。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。

○委員長 まず、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第18号、令和7年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第19号、令和7年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第20号、令和7年度柏市下水道事業会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構でございます。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

少し早いですが、ここで暫時休憩といたします。

午後 1時44分休憩

○

午後 1時54分再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第7号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）、議案第12号、指定管理者の指定について（柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル）の2議案を一括して議題といたします

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○田口 では、よろしく願いいたします。議案第12号の指定管理者の指定について（柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル）に関して質問をいたします。

昨日この件に関しまして指定管理候補者、芝園開発が他自治体における指名停止をしていたということで議員の全員協議会が開かれました。そこで配られた資料の内容について確認をいたします。3件ありまして、まず新宿区で、概要が契約の仕様より少ない人数で放置自転車の撤去に係る業務を行い、区に対し委託料を不正に請求していた。指名停止期間が令和6年、2024年1月11日から10月10日までの9か月間、足立区において、委託事業者の従事者である輸送責任者が自転車を引取りに来た所有者から徴収した手数料7万8,000円、内訳は3,000円、1台当たり掛け26台を着服した事件、これが指名停止期間が令和7年、今年の8月1日から10月31日の3か月間、板橋区において、利用料金を請求する際に令和7年、今年の3月以前の旧料金で誤って請求をした。その後に誤請求の対象者に差額、不足分を請求した際にも再度金額を誤った事案、これの指名停止期間が今年の8月1日から10月31日の3か月間ということなのですが、足立区と板橋区の指名停止期間が同じ8月1日から10月31日の3か月間となっています。一見するとコピーペーストで間違っただけかと思われようか。

○自転車対策室長 各区のホームページから調べたところ、このような指定期間の3か月間ということで間違いございません。

○田口 ありがとうございます。昨日の全員協議会でも質問出ましたけれども、板橋区の誤請求、再度誤請求ということなのですが、この内容で指名停止3か月というのはどう考えてもおかしいのではないかと。ここまで厳しい処分が下るのは全く自治体からの信頼がないということの表れではないかと思いますが、どうでしょうか。

○自転車対策室長 これは、各区の入札の指名停止の基準があると思います。ですので、私どもから何かコメントできる立場にないと思います。以上です。

○田口 私含め一般の人は、やはりおかしいのではないかと思うと思われれます。そのことを述べておきます。

この議案、昨日全員協議会が開かれましたけれども、執行部から再度説明という場が設けられたんですが、これは議長のほうからもそのような趣旨であったかとは思いますが、議案を引っ込める、一旦取り下げる機会が与えられたと思うんですが、それはなされませんでした。ここに議案として出ているわけですけども、ここでこの選定委員会が10月の23日ですか、こちらで開かれまして選定がされたわけですけども、この委員長が山田副市長ということで、山田副市長がこの委員会の決定では大きな役割を担っていると思われれます。政治のプロセスで大きな役割を担っている。立場としては政治家の一人だと言うことができるかと思えます。昨日の全員協議会では、考えは変わっていらっしゃらないかもしれませんが、説明の中で、委員となった人から犯罪を犯しているなど、または柏市で指名停止になっているなどなければ欠格事項に当たらないというような説明、そして委員会評価の結果合格であるということでしたけれども、先ほど述べましたように新宿区で9か月、足立区で3か月、板橋区で3か月、合計3回も指名停止が行われていると。これだけ問題を起こしている企業に継続して事業を任せようとする。評価点数も5年前の選定から比べて大幅に低下をしている。他の方法を考えずにこの1者のみ入札ということですけども、固執するわけはなぜでしょうか。なぜ議案として疑義を生む前に別の判断ができなかったのでしょうか、副市長にお伺いします。

○副市長 昨日の全員協議会でも御説明をさせていただきましたけれども、この指定管理業務については大変意義深いものだと思っておりますし、これは市民サービスを止めないためにもきちんと継続していくべきだと、まずそういう思いで選定委員会を開いております。その中でいろんな事業者が応募してきて、適切なプロセスにのっとって評価をすれば当然選定をするわけでございますが、まずこういった問題があったのではないかと。いうところは事前に告知を受けて、我々も認識をした上で選定委員会にかけております。そこをきちんと追及した上で、個々の事業にとっては改善策も設けられておりますし、問題ないというところでその評価はしています。また、今回の事業者に関しては、DXを活用したサービス向上であったりとか、アンケートの実施であったりとか、一時利用の無料化とか、そういった民間ノウハウを活用したサービス向上策みたいなことも御提案をされている中で鑑みますと、

総合評価の中で委員の皆様から評価いただいたとおり、これは選定に至ったというものでございます。

昨日全員協議会でこういう議案を取り下げるかみたいな機会もあったというようなお話でございますが、今申し上げたとおり我々としては適切なプロセスを経て適切に評価をして議案に臨ませていただいているものでございますので、皆様に御審査いただきたいと思っております。以上でございます。

○田口 この業者は問題があるごとに各自治体に約束をしているはずですが。その約束が果たされてこなかったということについて、私は今の山田副市長の説明は到底納得できません。

続けます。山田副市長は、昨日の全員協議会で柏市がこの事業者に寄り添って伴走支援とおっしゃったと思えますけれども、取っていくということを述べられました。どうしてそんな頼りにならない信頼できかねる業者に指定管理を任せなければならないのかと、一般市民としても全く不可思議に思います。伴走支援という言葉ですけども、通常使うのはスタートアップ企業とかベンチャー企業などよちよち歩きの企業に使う言葉ではないんでしょうか。この会社は、1986年創業、2003年から自治体の駐輪場業務を請け負い、柏市で10年間、指定管理業務を行ってきた企業です。伴走支援という言葉なぜ使ったのか教えてください。

○副市長 指定管理制度そのもの、昨日の全員協議会の中ではどういった流れにあるかといった御質問の中で、指定管理者制度というところが大変意義深い制度でございますけれども、時代の流れに応じて大分変わってきているというところを申し上げたところなんです。そういった中で、今までは指定管理者制度はどちらかということコスト削減とか、そういった観点が強かった部分でございますが、なかなか今人口減少が生じている中で、そういったコストを下げていくというようなところもすごく工夫が必要になっていきますし、それだけでなく民間サービスや民間のノウハウを活用して質の向上を図っていく部分というのが非常に求められているというところでございます。そういった中で、これを民間に任せたら全てお願いしますというような形でいいのかということに私はちょっと疑問を投げかけさせていただいたというところで、当然それは指定をした行政としても、その成果であったりとか行政説明の責任は求められるものですので、それは引き続きモニタリングをしていくというところを申し上げたと。それを伴走支援という言い方で、伴走という形で申し上げたというところでございます。以上でございます。

○田口 今の御説明、全く納得できません。まず、民間に任せるという大前提で物をおっしゃっているわけです。要するに今の時代では民間企業に任せることに無理があると、このように解釈できる御説明だと思います。

では、続けます。今回入札に参加したのが芝園開発1者のみですね。柏市が要求しているのは、会議録など見ますと、まず柏市が指定管理料を払わない、ゼロ円、利益を柏市に還元する。果実成果ということですが、このことをあまりにも重視しているために入札業者の積極的参画を呼ばない。結果的に請け負った業者は先細り

になり、多くの会社はしっかりやっていると思いますが、この会社の場合は数々の指名停止を含む不祥事、事件に結びついたのでないのでしょうか。どう考えますか。

○副市長 果実還元を強調したから入札者が少なかったということかと思いますが、今度の御質問、ちょっと違っていたらすみません。再度お答えさせていただきますが、果実還元を決して強調しているわけではございません。以上でございます。

○田口 では、続けて、この件は山田副市長に全てお尋ねします。指定管理業者に伴走するというならば、柏市は自転車管理システム、業者の持込みなく柏市が整備し、様々な業者が入札に参加しやすいような、場合によってはうまくいかなければ柏市の直営でもやれるような体制をつくっておくべきではなかったのでしょうか。どうですか。

○副市長 なかったかどうかというよりも、当然今までこういった民間サービスも活用しながら駐輪のサービス向上を図ってきたというところもありますし、そういったものを引き続き継続をしていくほうが有効だということでこういった業務を進めていたということで認識しています。

○田口 私たち議員もですけども、山田副市長にも正義というものが求められていると思います。今回の件、山田副市長が国土交通省から来られてすぐのこと。今回は2回目の議会ということで、山田副市長の発言に市の職員も市民も注目していると思います。今のような答弁では到底この柏市がよりよく、そして柏市役所の中が再構築されるとは思えないんですけれども、恐らく次の、もしこれが議案が通って指定管理者がこの業者に決まり、5年後ですね。このとき通常ですと山田副市長この柏市にはいらっしやいません、恐らく。このときに、山田副市長がここに来て真っ先にやったこの案件が適切に行われていなければ柏市政というものは困難な方向に向かっていくのではないかと思います。お考えを改めるつもりはありませんか。

○副市長 考えを改めるつもりもございませんし、適切なプロセスを経てこういった選定をしていると思っております。

○田口 適切なプロセスというのは到底当たらないと思います。柏市においても、やはり正義、人々から見て公平、公正だ、市民が安心できる、このような市政に今これが崩れかかろうとしているのが見てとれるわけですから、これをぜひきちんとした方向に持って行ってほしいということを述べて、以上で終わります。

○林 それでは、何点かちょっと確認させてください。

まず、12号です。この団体は今回の議案に係る駐輪場以外の柏市のほかの駅の駐輪場は管理していないという理解でよいですか。

○自転車対策室長 市営駐輪場に関しては、ここ以外はありません。ただ、民間のほうで幾つか柏駅周辺でやっているのは承知しております。以上です。

○林 ありがとうございます。候補者の事業計画の概要にレンタサイクルについて

の記載はなかったんですけれど、事業者はこれまでどおり1日利用210円で続けるつもりなんですか。

○**自転車対策室長** おっしゃるとおりで210円で行うというふうに提案を受けております。以上です。

○**林** 駐輪場の月額利用額は、多分条例で定められていて変更が議会案件になるのかなと思っているんですけれど、一時利用料金とレンタサイクル利用料金ってどうなっていますか。

○**自転車対策室長** 定期利用も一時利用もレンタサイクルの利用料金につきまして条例で規定しております、金額を申し上げたほうがよろしいでしょうか。一時利用料金につきましては、自転車の場合ですと一時利用1回100円でございます。それから、レンタサイクルにつきましては、利用料金、1日利用ですと一般で210円、高校生以下が100円でございます。以上です。

○**林** じゃ、月額の利用料も一時利用料も指定管理に委託している間は市の歳入にはならず、事業者の収入になるという理解でよいですか。

○**自転車対策室長** 今回の柏駅周辺につきましては、定期利用、一時利用、それからレンタサイクルの利用料金、これらは全て指定管理者の収入となります。市の歳入にはなりません。以上でございます。

○**林** ありがとうございます。現在指定管理者である芝園ではない事業者が今回の応募してきて選定された場合って既に設置されている機器などは全て入れ替えることになるんでしょうか。移譲するようなことというのものもあるんでしょうか。

○**自転車対策室長** 一般的には企業が入れ替われば、それぞれの企業がリース等で入れた機械ですので、機械自体入れ替えるのが通常だと思います。ただし、お互い民間企業ですので、そこら辺は自由な契約に基づいてももしかしたら引き継ぐという選択肢もあるかもしれません。以上でございます。

○**林** そうなると、今回別団体が応募していない状態で、もしこの議案が否決された場合の手続がどうなるのか教えていただけますか。例えば駐輪場の市民の利用をストップしないで直営での管理とかほかの事業者への管理に移行できるかというところが気になっているんですけれど。

○**自転車対策室長** まず、今回の議案が否決されたらということではよろしいでしょうか。その際は、もう一度基本的には候補者の選定作業から入ることになります。それまでの間、空白期間、これは市が直接管理する直営、今現在東武線沿線等でシルバー人材センターに対しまして一部業務を委託しながら行っていますが、そのような形でやるということになります。

○**土木部長** ちょっと補足させていただきますと、もし指定管理が否決された場合には、室長が言うように再度募集をかけてという形になりますけれども、昨日も御説明しましたがけれども、定期利用であったり、そういったものが始まってくる。今現在、現指定管理者であるシステムを使っている利用申請であったり料金の受注であったりということがありますので、それらを再度直営でという形になるとかなり厳

しいというか、利用者に混乱を招く、難しくなるということが予想されますので、そこら辺については否決された場合の仮定の話なんですけども、簡単に直営で全てできるというものではないというふうに考えております。以上です。

○林　じゃ、また仮定の話で申し訳ないんですけど、議案が否決された場合の再度の選定というのにはどれぐらいの期間がかかりますか。

○土木部長　今回7月から募集していという形で選定候補でやりましたので、その期間と同等の期間がかかるということと、実際今回1者しか出ないので、また募集に応じてくれるかということになりますと、通常の間よりも、また募集をかけても出てこないとなると相当数の時間がかかると見込まれます。以上です。

○林　また申し訳ないんですけど、仮定の話で、もしも否決されて候補者選定をし直さなくてはいけない。その間もし直営しなければいけないとなった場合なんですけど、例えば今一時利用で機械が入っていますよね。ああいうのが入替えになっちゃう。多額の費用が発生するということもあるのかなと思うんですけど、その辺りは想定されてますか。

○土木部長　委員おっしゃるとおり、機械は今芝園さんのほうがリースなり、そろえているものなので、当然それが指定管理者じゃなくなるということなれば、そういった機材を市が購入するなりリースするなりということも当然そういった予算化をしてという形になりますので、またそれを議会に諮るとということも踏まえますとかなり厳しい条件になるのかと考えています。以上です。

○林　だから、想定はできていないですよ、金額としては。ありがとうございます。今回芝園さんが他自治体における指名停止を受けた件について、私足立区の話は指定管理者自体の問題とは言えない従事者による事件かなという理解です。あと、板橋区についても業務上の過失なので、指定管理者候補自体にそれほど大きな問題があるとは言えないのかなと、新宿区については契約の仕様より少ない人数での業務ということなので、これは不正請求に当たって、やはり事業者自体の問題であると考えてるので、ここはちょっと重く見えています。この問題に対して指定管理候補者がどのように考えて、どのように反省して、再発防止をどのように考えているのかというところが重要かなと思っていて、事業者はこの部分をどのように説明していますか。

○自転車対策室長　ここにつきましては、面接審査の場で直接候補者、代表取締役が説明をしております。そこでは、やっぱり会社の課題として、コンプライアンス遵守につきましては社を挙げて今取り組んでいる最中ということ。具体的には、リスクマネジメントの専門の業者を外注してガバナンス的に何が問題なのかというところの洗い出しをして、それに対する対策に取り組んでいる最中であるという回答がございました。以上でございます。

○林　ということは、取締役の方が来られてそのように御説明されたということは、故意の不正請求って認めているのか、それとも従業員による過失って説明しているんですか。

○自転車対策室長 具体的なそこら辺の故意なのか、過失であったのかというところまでは説明はございませんでした。こちらの立場としてもそこまで聞いておりません。以上です。

○林 このところは、確認がもうちょっと必要かなと。やはり会社として故意に不正請求をやったというのであればもっと重く見なきゃいけないし、一部の従業員による過失って取締役の方が言っているのとやっぱりちょっと理解が違うかなと思っています。それぞれの自治体が指名停止処分をしていますけれど、実際指定管理者が指定管理期間内で指名停止になったとしても業務は続くわけです。だから、私はそんなに重い処分だとは思っていないんですけれど、柏市では指名停止というところについてどのように考えてますか。

○土木部長 おっしゃるとおり、他の例えば工事であっても工事受注者が工事中というか、受注期間に指名停止を受けても工事を中断するか営業停止になるという形ではないので、おっしゃるとおり指名停止はあくまでも入札参加資格が停止されるという形の処分だという形だと思われれます。以上です。

○林 新宿区も民事訴訟まではせずに9か月間の指名停止という行政処分で、指名停止の期間が明けたら、また応募資格は発生するという事なんですよ、きっと。こういう理解でよろしいですか。

○土木部長 おっしゃるとおりで、その停止期間が明ければ新宿でもそういった指名参加ができるというふうな解釈だと思います。以上です。

○林 この議案については、指定管理候補者の他自治体における指名停止の問題、そこについて今お聞きしました。それと、候補者選定委員会による資格審査の問題というのがあると思うんですけれど、先ほど副市長がおっしゃったように、私は国の措置基準に基づいて作成された措置基準に沿って応募資格を審査し、合格とした経緯というのには特に問題がなかったのではないかなと考えております。でも、ただ指定管理者制度自体の問題は以前から指摘させていただいています。1者の応募ばかりになって、競争による市民サービス増進とコスト削減というのはほかの指定管理でもできていないので、指定管理者制度自体の問題についてはこれを機に一度ちょっと市全体で見直してほしいなとは思っています。

加えて、今回のこと、先ほどももしも否決された場合の市民影響がちょっと大き過ぎるというのが、これはだから事業者の問題が確認できても、そのほかに指定管理できる事業者がいらない、1者しか応募しないという状態で急に直営に戻せないとか、ほかの指定管理者にできない、現指定管理者の業務委託を止めることができないというのは、改めて指定管理者制度の大きな問題だなと思いました。ただ、これをもって反対するかどうかというのはちょっと悩むところです。

あと、もう一個大きな問題がありまして、議会への説明というところはやはりもっと必要だったのではないかなと思っています。本市の指定管理の契約の際に仕様で報告させるような事案が発生した場合は、やはりこの委員会、その都度委員会へ報告するなどの対応が必要だったのではないかなと思っています。ましてや、引き

続き指定管理を行わせるような議案が上程されているような場合、今回の場合ですけど、そのときには議会への丁寧な説明がやはり必要であって、後からこうやって全員協議会やって説明しても、意図的に隠していたんじゃないって思われてもちよっとうがなかつたかなと思います。これについては反省すべきですし、見直していただきたいと思います。ただ、これも議案自体の反対にするかどうかというのはちょっと微妙なところで、私としては態度を決めかねておりますけれど、質問としては聞きたいことは聞きましたので、以上です。

○平野 候補者選定委員会での評価の基準についてお聞きします。

今回こうやって1者だけの応募だということで、応募した企業が選定されないと、合格にならないとこの事業が困ったことになるのではないのかという心配、そういうことはこの評価項目のどこかにこれが合格にならないと、あるいは失格になるとこの事業が困ったことになるという、その選定委員の人たちの判断を求めるような項目というのはどこかあるんでしょうか。

○自転車対策室長 そういった項目、審査基準には特に盛り込まれてございません。

○平野 そうですよね、この評価基準は細かにたくさんあるわけですけども、この事業者がこの事業を的確に運営できるかどうかということでそれぞれ点数をつけて評価するわけですけど、そこにこの業者を候補者にできなかったとなったら困ったことになるという評価、そういうことを点数でどうやって、本当はもっと低い点数つけたいけど、しかしみんながみんなそういう低い点数つけたら結局360点取れなかったら困るなみたいな、選定委員の皆さんがそういう心境になって点数をつけたのではこの選定委員会の意味ないですよ。ですから、そういうことは、それで今議案になってこうやって上がってきているわけで、議案が否決されたら困ったことになるということを我々議員がそういうことを心配して判断するという。この場合は私は、場合によってはありますよ、場合によってはこの議案通さなきゃ大変なことになるということは、そういう場合あるでしょうけれど、今答弁ありましたように、もしこれが否決されても次の適切な手段が構築されるまでは市の直営でシルバー人材センターなんかの協力も求めて当面はやるという方向が示されているわけですから、私は議会としてはそういう判断は除いて、この業者がいいのか悪いのか、この業者に任せていいのかということで判断していいのかなと思います。ですから、今言ったこの評価基準の中に、1者応募の場合にこの業者を何が何でも選ばなきゃ困るというふうな状況になって評価をしなきゃいけないという、これは絶対避けなきゃいけない事態なんじゃないかなと思います。ですから、1者だけの応募のときにはどうするかと、そういう心理が働かないようにするにはどうしたらいいのかということは、土木部だけじゃなくて、指定管理者制度全体を考えるとそれ事前に考えておかないと適切な評価ができなくなるんじゃないかなと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○土木部長 今回指定管理の選定に当たっては、募集前に選定委員で集まって、その選定の選考基準をしっかりと基準であつたりそういったものを決めた上で募集をか

けてという形です。1者の場合の基準で変えているわけではございませんので、そういった形で基準に沿って書類審査、面接試験をやっているという形ですので、そういった意味では指定管理の選定としては適正なやり方でやったというふうに考えておりますけれども、おっしゃるとおり1者でということの場合の危機管理というか、そういったものの考え方というのは確かに指定管理者の制度の中では全庁的には、担当部署としての考えとしてはそういった全庁的にそういった部分は考えなくちゃいけないとは思いますが、ただ私どもとしてはそういった指定管理者、1者であってもしっかり適正に選んでということで候補を選定させたところです。以上です。

○平野 1者であっても適正に選ぶということができれば、それが担保できればいいんですけども、幾らかでも、いささかでもその選定委員の皆さんの評価に客観的な評価とは別の要素がその点数に入ってくるような、そういう状況というのは絶対に避けなければ今言った適切な評価というのができないということなんですね。ですから、これは今回に限らず、しっかり考えなきゃいけないことだろうというふうに思います。以上です。

○助川 よろしくお願いいたします。昨日の全協でも様々な話もありましたし、今日もいろいろ出ましたので、端的にお聞きしたいところとどこに問題あったのかなというところも含めてお聞きしたいんですけども、1つは、当初私この案件が最初出たときに柏市でも大きな不祥事があったのかどうかというところがまず疑問に思ったところだったんですけども、聞くところでは柏市ではないと。また、企業のほうで選定されるときには様々な議論されるかと思うんですけども、そうしたときに故意に隠そうとしていたのかということを考えてときに、皆さんとしてはそこは各委員のほうで聞いているというところは確認していくと、これ企業の対応そのものに問題があったところではないのかなというのが個人的に感じているところがございます。その評価に関してというところの手続については、皆さんもそれぞれに問題意識を持って取り組んだなというのは議事録から見てとれるところなんですけども、じゃ何でそれを代表者会議とか全協ということでやったりしたのかなというところでは、これ議員の執行部の皆さんに対する不信任というところが大きいのではないのかなということは強く感じております。

では、例を、ちょっとこの例は違うかもしれないんですけども、例えば違うほかのまちで学歴詐称という問題があって不信任になったときに、学歴詐称をしたということそのものが罪なのかというと、これは忘れていました、間違えましたということ最初をしっかりと認めて謝罪をした上でいけば大きな問題ではなかった。ただ、そういったことがあったとき、故意に隠そうとして、そこを切り抜けようとしたとき議会と執行部どういう関係が生まれるかということ、執行部が出してくる議案もしくは執行部が出してくる資料は常に何かを隠してその場しのぎをしようとしているんじゃないか、そういったものを市民に対してしっかりと審議するのに信頼に値するものではないというところに私は問題があるのではないのかなと感じる。こ

これは、個人的な感想です。どこのまちとは言いません、一例として。そうした中で、皆さんがしっかりと説明をしたのかどうか、これをするべきであったという判断をしたのか、これはしないでもいいと思っていたのか、それはどちらだったのでしょうか、お聞かせいただけますでしょうか。この判断ですね。

○**土木部長** 議案の説明の際には、限られた時間の中で指定管理者を経過であったりということでしたら説明するというつもりでは議案説明でやりましたけども、その細かいところの審査内容で今回問題となっているそういったコンプライアンスの問題とかという細かいところまでは、すみません、議案説明会の際には思い至らなかったのが正直なところでございますけども、しっかりと説明をするということでは考えていた事案です。以上です。

○**助川** これ今後も含めたところにはなってくるかなと思うんですけども、環境部のほうで、例えばですよ、ソーラーパネルのリサイクルの話であったりとか、もしくは東口の駅前の再整備の話であったりとか、義務教育学校だったりとか、市立柏病院であったりとか、様々な面で大きな大きな判断を迫られることが出てくる中で、当然示すことができない情報があるということは理解はしているんですけども、そういったものが今後議会に出てきたときに、当然議案説明を、これは議案説明というのは各まちでやり方が違うので、議案だけを渡して終わらせるようなまちもあるわけなんですけど、柏は議案説明をしてくれていると。もしくは、議会の中でも議案及び一般質問ということで議案についての質問もしっかりとさせてもらっているところの中で、こういったものに対して毎回、今後全ての議案に対して皆さんが説明しないとなったときには我々のほうが議案説明もしくは議会の一般質問の中で議案一つ一つ、この議案について隠していることはありませんか、私たちに言うておくことはありませんかということをお聞きできないんですか、そこをちょっと。皆さんの考え方を聞いてもらったほうがこういうのは出しやすくなるのか、皆さんが懸案するものはちゃんと出したほうがいいのか、どちらを選択されますかね。

○**土木部長** しっかりと、議案ですので、そういった説明をしたいという思いは執行部のほうにはあります。その中で、今回の指定管理者という形になりますと細かい審査内容であったりということまで含めるとなかなか時間の関係上難しい面もありありますし、どこまでが説明していないというのは整理をつけないといけないと思うんですけども、しっかりと議案で提示して、分かりやすく説明して、そこでまた御質問を受けたりという形の中でしっかりとその不明点を解明していくという形になろうかと思えます。内容、細かい内容をどこまで説明すべきかということの答えは今のところ私の中ではちょっとないんですけども、確かにおっしゃるとおり審査内容で疑義があったものについてということであれば、そういったものも今後考えていかなきゃいけないと思うんですけども、一律に決めることはなかなか難しいんじゃないかということはあると思います。以上です。

○**助川** 土木部長が答えてもらってはいるんですけども、土木部だけの話じゃない

んですよね、根本的な部分としては。様々私も議員十何年やっていますけども、皆さんのほうが意図はしていないのかもしれない、頭の中で意図はしていないかもしれないんだけど、本能的に隠したがる場所があるのではないのかなど。逆に、これは言っておいたほうが、特にこの今回の話は議案説明のときにこれ説明できる状態にあったのか、まだ情報として整理できていなかったのか、そちらはどちらだったんでしょうか。

○副市長 土木部長が答えるべきではないと思いますので、私のほうから答えさせていただきますと、まず本能的に隠したものだということのは、それはいいです。隠しているという意図は全くないですし、この議事録は公表もされておりますので、そこでこの事実というのはきちんと我々公表しているという中で言うと、何かを隠さなくちゃという意図があって説明を省いたということはまずあり得ません。その中で言うと、懸案事項の多分考え方というのが正直ずれていたということはおっしゃるとおりなのかなと思います。我々としては適切なプロセスを経て適切に説明させていただいたと思って進めておりますが、こういった事案になってしまったということは、これが懸案だったのではないかということの感覚がずれていたということはおっしゃるとおりなのかなと思っています。そこをどういうふうに埋めていくかというのは、ちょっとこれからどういった基準、ものであれば事前に議会のほうに御説明が必要かというところは、これはまさに土木部だけの話ではないので、中で少し議論はしたいなと思っています。

○助川 副市長、ありがとうございます。私がこの質問で触れているのは、企業の話は触れないでおいて、まさに副市長言うようにプロセスという部分では私はこれは判断はされたんだなと思っています。ただ、それが我々が調査不足だったのかといえばそうなんです。これちなみに、インターネットのAIさんに芝園開発会社に不祥事がありますかって聞くと出てくるんですよね、やっぱり。そういう面では出てくるなど。そうすると調査、簡単に出てくるものを調査していないよという意味では、私の至らない議員のほうの足らない部分、調査不足の部分もあるんですけども、これ人数とか、こういった不正についてこの芝園開発のみならず、意外と柏市でもほかの福祉であったりとか、様々な人に関する補助金については結構全国的に発生しているわけです。それをどの程度まで厳しく当たるかという部分で、そういったものがあつたときに虚偽報告をした会社に対して今後二度と柏市では出入り禁止ですよというものの前例にもなり得るものになってしまうのかな、今回の判断というのが。といったところで私企業そのものよりも、やっぱり皆さんのほうの情報の出し方、もしくは簡単に直営できるものではないとか、相当時間がかかるというのであれば、これは何としても通さなきゃいけないのであれば、しっかりと市議会のほうにも疑いが持たれないようにどこまで説明すればいいかということをして議案と向き合うときに部長はもちろんのこと副市長であったり市長ともしっかりと話をした上で、どういったことを議員、議会に説明しようかということをしてよいのではないかなど。これが議案説明をシンプルに、議案だけを、松戸なんか

はたしかユーチューブで行って、何かあれば聞いてくださいねみたいなシンプルなやり方だったと思うんですけども、そういうやり方になって議会と皆さん、執行部の形がそういうふうになっていけばなっていくほどよりドライな議案採決にしかないのかなと思うんです。どちらを選ぶかというのはこれからだとは思いますが、そうした点ではもしかしたら今回行った議案説明の方法、全員で2回に分けたやり方そのものも、質問というのがなかなか受けにくくなる状態であるならば議案説明のやり方そのものも今回は試しに2回やったけども、皆さんの時間をできるだけ短くしようということで。でも、これもしっかり考え直した上でしっかりと議案説明ができるようにしなければならないのかなということも踏まえた上で、ちょっと副市長、これ向き合い方というところをしっかりと改善もしくは検討してもらいたいというのが私からの要望でございますが、まず答えられるところで答えられれば、以上で終わりますが。

○副市長 こういった事態を招いてしまったということは私どもも重く受け止めていますし、この議案の説明の仕方、どう出していくか、情報を出していくか、それを疑義を持たれないようにというような形については少し先ほど申し上げたとおり認識の違いみたいなところも、我々が勝手に思っていたところも正直あったと思いますので、そこはどういった物差しというか、今までの部分をきちんと御説明すべきかというのはと改めてやり方含めて考えたいなと思っておりますし、先ほど平野委員からもおっしゃっていただいた指定管理全般の制度の在り方みたいなところは、まさに1者しか応募がなかったときにリスクだということ、そういったところもどう対応していくべきだということ、まさにこの制度全般の問題でもあったりもするので、そこは指定管理というものをうまく使えば当然いい制度だと思っておりますので、その制度の使い方とか、在り方とか、そのリスクの考え方とか、そういったことも改めて市内のほうではちょっと議論したいなと思っております。

○助川 一応そういったところで、清風としてもまだいろいろ議論しているところではあるんですけども、選定そのものに関してはそういったところでは柏市で不正を行っていたものではないですし、また議事録などでも質問等も含めた上ではそこはしっかりと問題意識を持って質問をしていたということを見ると、そこそのもの、議案そのものに関しては特に反対するものはないのかなということは今傾いているところでございます。最後は採決というところになるんですけども、私のほうからは以上とさせていただきます。

○田中 今までの平野さんの話も林さんの話も聞くと、要は議員の立場を代弁させていただくと、恐らくこれを賛成するにしても反対するにしてもみんな非常に、後悔じゃないけど、嫌な気持ちが残るじゃないけど、要するに結局賛成すればしたで何か言われるだろうし、反対したら反対したでまた影響があるしという、本当に悩ましいというか、これを議案に上げてきてというところで、共産党さんは多分議案を一回取り下げてというような話もあったんですけども、要はやっぱ、先ほど助川さんも言いましたけど、議員にこれを反対か賛成かって持ってくる、そのプロセ

スというか、その辺がやっぱりうまくいかなかったのかなというふうに思っています。先ほど賛成すれば、駐輪場条例の17条の2の指定管理が解除されれば市直営になると、市でできるのかっていったら非常に厳しいと。だから、やっぱりこれを否決して議案が通らなかった場合に、まずちょっと伺いたいのは、それに対する市民への影響というか、先ほど定期利用だとか、いろいろ問題があるって言ったけれども、一番はやっぱり利用者の市民のところだと思いますので、そこに非常に影響が出てきてしまうのであれば、やっぱりこれは何としても通ってもらわなきゃいけないだろうし、その辺をちょっと1回お聞きしたいなというふうに思います。

○自転車対策室長 利用者への影響という点でございますけども、定期利用の利用者が9,000人いらっしゃいます。9,000人の方を今指定管理者のほうで申請の受付から、許可を下ろしたり、料金を収受したり、様々なことを一手に引き受けていただいておりますので、指定管理者がもしいなくなった場合はそれらの9,000人の定期利用の事務、これ柏市に直営のほうにやってまいります。それ以外にも一時利用とかレンタサイクルとかもございますので、それ以上の事務量がのしかかってくるというようなイメージでございます。以上です。

○田中 だから、この9,000人の方の事務量というか、その辺が本当にシルバーさんとか、ほかで賄えるのかっていったら、非常に厳しいわけですよ。ちょっとその辺も含めて、感覚的で構わないので、お願いします。

○自転車対策室長 シルバー人材センターさん、もし雇ったとしても、現場の管理については多分お任せできるかと思っておりますけども、実際の許可手続は市のほうで電子申請なり、あるいは紙申請なりで受け付けて許可をすると、これはシルバーさんはできませんので、これは市でやらざるを得ないなというところで、全てを全部外部委託で賄うということは、指定管理者がもしいなくなった場合これはできないので、かなり市の職員体制もきちんと充実させないと対応できないかと思っております。これが現実的なところですよ。以上です。

○田中 先ほどリスクは大きいという話もありましたけども、これが本当に今後こういう事態が起こらないようにというか、そこをやはり、仮に議案が通らなかったらというお話があったと思うんですけども、やはり議案が全部今まで通ってきたから今回も通るだろうというような考えだとちょっと危ないなという、そういう気がしますので、そこをもう一回改めていただきたいなという、そういう思いです。だから、恐らくここで採決は採るでしょうけども、賛成するにしても反対するにしてもみんな本当に悩んでいるところだというのが我々議員サイドの多分感想だと思います。以上です。

○林 新宿区が委託先を芝園からサイカパーキングに変更しているということなんですけれど、これは指定管理期間を満了した上で替えたということですか。

○自転車対策室長 これは、新宿区の場合は指定管理者制度ではなく業務委託という形でございますので、指定期間何年という、そういった契約ではございませんで、単年度契約だったと思います。以上です。

○林 それでは、その年度終了した後に委託解除してということですか。

○自転車対策室長 林委員おっしゃるとおりでして、期間、1年度間の契約期間で、年度きちんと満了した上で翌年度は更新しなかったというようなイメージになります。以上です。

○林 分かりました。

それと、皆さん議案第12号ばかりやっていて、議案第7号を忘れていたと思うんですけど、私7号の質問をしてもよろしいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）いいですか。工期がまだあと1年ちょっと残っていると思うんですけど、その間に再度の金額変更なんかもあり得たりするのかなという、ちょっとその見込みのところだけ確認しておきたいなと思いました。

○清掃施設課長 今後もまたインフレスライドがあるかということだと思うんですが、基本的に残工事が2か月以上あれば再度インフレスライドを請求することは可能な仕組みとなっております。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

○渡辺 先にお伝えしておきます。みらい構想かしわの私もメンバーですけれども、今みらい構想かしわの会派としては大変悩んでいるところではありますけれども、現段階で賛同しかねるというほうに近いスタンスであります。そういった状況の中で、私も担当委員として、先ほど田中委員もおっしゃっていましたが、すごく悩みながら今回参加させてもらっているんですけども、仮に本件採択したときに、例えば柏市民の方々が新たな不正請求とか何かしらのトラブルに巻き込まれないだろうかという思いもありますし、否決の場合はやはり市民サービスが止まる可能性があるというところでとても悩ましく感じております。前者のほうで、採択した場合に新たな問題が起きないかというところの確認のために伺いたいんですけども、昨日全協でいただいた資料の中の6ページにコンプライアンスに係る質疑のやり取りが記載されています。その中で、今日林委員からのコメントにもありましたけれども、リスクマネジメント会社と提携して会社としてリスクを洗い出した取組をしているという回答があったかと思えます。こちらなんですけれども、これ具体的にどこの会社とどのような提携をされたとか、そういったところというのはお分かりでしょうか。

○自転車対策室長 すみません、その具体的な会社名や取組までは聞いておりません。以上です。

○渡辺 そうしましたら質問を変えて、じゃどのようなリスクを洗い出して、そのリスクに対してどのような対策を立案されたかというのは確認されていますでしょうか。

○自転車対策室長 確認しておりません。以上です。

○渡辺 これ業務改善プロセスだと思いますので、反省していますというのは意識だと思うんですね。その意識を変えたら、やり方、手法を変えて、それを実践管理していくというところをセットでやっていかないと実際のところ業務改善って難し

いんじゃないかなと思っています。今の執行部の答弁ですと手法も実践管理も確認されていないというところですので、要は反省していますという意見だけ受け取ったという状況と等しいと思うんです。そういった状況だと、またこの会社さんにお願ひしたときに新たなトラブルが出かねないのではないのかなというふうに私個人的に考えています。

また質問1個だけ変えますけれども、今回先ほどの話の中で不測の事態に関する対応がまだ準備できていないということでしたけれども、例えばこれを本会議までに不測の事態に対する対応の策をまとめていただいて御提示いただくようなことというのは可能なのでしょうか。

○**土木部長** 当然候補者選定の際には具体的なリスクマネジメントの会社であったり手法だったりということは、ちょっとそこまではお聞きはしていませんけれども、当然候補者選定して今後業務をお願いする中ではしっかりとその部分についてはどういった体制をやるか細かい部分、今回他区の事例が柏市で起きないような体制を取るということは当然仕様の中に定めて、それを指定管理候補者のほうから出させて、それで履行管理していくという形をしていかななくてはいけない。ですから、そういったことは当然リスクの部分、こういったものについてはしっかり業者のほうに出させて、3月からの御承認いただければ、そういった部分のところでしたら執行できるような形ではお示しできると思います。以上です。

○**渡辺** 今のお話ですと今後ということになってしまうと思いますので、私たちはこのマル・バツをこの後すぐにつけないといけないんです。その丸をつける理由をあらかじめいただきたいというような思いは強く感じましたので、まず私の権限としてここではやはり賛同しかねるということになりそうだと思っていますけど、仮にこの後本会議に向けて附帯決議ができるとか、何かほかのことがあるのであればぜひまた情報いただきたいと思っています。すみません、以上です。

○**委員長** では、ほかに質疑はよろしいですか。――なければ質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

○**委員長** まず、議案第7号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第12号、指定管理者の指定について（柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

執行部の皆様は、退席されて結構です。お疲れさまでございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の審査区分表に記載された調査項目について、閉会中の事務調査項目と決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のための委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の建設経済環境委員会を閉会いたします。

午後 3時 2分閉会